

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	PPP案件承認の煩雑・遅延	・発電や水処理設備などのPPP案件の進捗が非常に遅い。PPP案件はその内容に関わらずクウェート官民連携事業庁（KAPP：Kuwait Authority for Partnership Projects）という専門機関が計画から契約締結まで取りまとめるが、多くの段階で複数の関係省庁の承認を得ながら進めるため、非常に時間が掛かる。	継続	・ PPP案件の円滑な実施。	・ PPP法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	出荷前検査義務付け	・ 通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが（クウェート：KUSO）、コストが非常に高額であり、検査内容も頻繁に変更される。クウェート向け出荷前商品検査は100%実施される。	継続	・ 出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
2	日機輸	貿易書類における領事査証取得義務	・ インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。	継続	・ 領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
5. 税制						
1	日機輸	オフショア課税	・ クウェートとイギリス、フランス、ドイツ、韓国との租税条約では、Offshore Supplyは課税対象外の旨、議定書等に記載があるが、クウェートと日本の租税条約には明確な記載がない。その結果、日本企業のクウェートPEのOffshore Supply所得についても、クウェート国内法が適用され課税となるため、二重課税が発生している。	継続	・ 別途クウェートとの議定書を締結し、Offshore supplyは課税対象外と明確にして頂きたい。	・ Income Tax Decree amended by Law no. 2 of 2008（第1条） ・ 日・クウェート租税条約第5条、7条
2	日機輸	税務署のCertificate取得手続の遅延	・ 税務署から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateを提示しないと客先から5%のTax Retentionを回収できないが、そのCertificate取得に数年単位の時間がかかる。そもそも申請しても税務審査・調査がすぐに始まらない。	継続	・ Tax Retention制度を撤廃していただきたい。 ・ 税務審査を速やかに開始して、Tax Certificateを早急に発行していただきたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	主要な発電所や工場に入る際の内務省のゲートパス取得	・ 主要な発電所や工場に入る際には、保安の目的で、内務省（警察）が敷地内の入出する訪問者を管理するため入所前にゲートパスの申請・取得・提示を要求している。その申請と取得に多くの日数がかかる。国内でCivil IDを持たない海外からの訪問者は、Commercial Visaを取得した上で、空港到着後に入国の際のパスポートのスタンプを取得してからの申請となり、そのスタンプのコピー（写真可）が提出要求され、その後さらに2～3日かかることから、短期出張者はその間無為な時間を費やすことになり非常に不便である。	新規	・ 海外からの訪問者もゲートパスの取得には即日発行となるように手続きを改善して欲しい。	